

○ 成年後見制度の利用促進に関する調査

○ 成年後見制度を必要とする者が確実に利用できるよう、市区町村の取組等を調査し、市区町村が地域の実情を踏まえた計画的な取組を進めるための方策を検討

- 成年後見制度は、認知症高齢者や障害者などの権利擁護を図るための仕組みとして、平成12年に施行。国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、5年を一期とする成年後見制度利用促進基本計画を策定
- 市区町村は、国の基本計画を踏まえ、市区町村計画を策定（努力義務）。制度が施行されて25年が経過し、その利用者は約25万人に上るが、市区町村別にみるとばらつきが大きい状況にあり、特に利用率が低い市区町村において、利用ニーズが相対的に充足されていない可能性あり（ただし、利用率が低くても人口構成や他の仕組みでカバーしている可能性等もあり一概に不十分とは言えないことに留意）
- 今後、身寄りのない高齢者の増加が見込まれる中で、制度を真に必要とする者が確実に利用できる仕組みとしていくことが必要

主要調査事項

- 市区町村における利用ニーズや利用実態の把握状況
- 中核機関※の体制や活動内容
- 市区町村と家庭裁判所との連携状況

主要調査対象

調査対象機関

法務省、厚生労働省

関連調査等対象機関

都道府県、市区町村、関係機関等

調査実施期間

令和7年7月～8年6月（予定）

※ 国の基本計画において、関係機関のコーディネート等を担う権利擁護の中核的な機関や体制として「中核機関」が位置付けられている。